

別表(第3条、第7条関係)

1 対象事業		2	3	4	5	6	7	8
細事業	内容	事業実施主体	補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率	重要な変更	その他
1 組織育成支援事業	「プロコロー生産者連絡協議会(仮)」の組織活動支援	生産組織等	協議会活動に係る経費(会議、技術研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等に必要経費等)	/	/	1/2	補助金の増額	ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
2 規模拡大支援事業(産パ)(※1)	省力化・効率化、単収向上、品質向上に係る機械、資材等の導入支援	生産組織、JA、農業者、法人等	規模拡大等に必要機械、資材等のリース導入又は導入整備に必要な経費等及び基盤整備に必要な機械のリース導入又は導入整備に必要な経費等 なお、(産パ)タイプについては、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付元生産第1697号元政統第1781号農林水産省生産局長政策統括官通知)別紙3収益性向上対策の事業内容等Ⅰ基金事業1生産支援事業(4)に記載されている助成対象経費であること。	1/2	市町村	2/3		
規模拡大支援事業(一般)(※2)			上記に準じる(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組及び施設整備等	1/2 又は 第6欄の率(※3)	市町村	1/3		
規模拡大支援事業(全農)(※2)		全国農業協同組合連合会		/	/	1/3		
3 基盤整備支援事業	農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策(農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業)	生産組織、JA、農業者、法人等	農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策(基盤整地・土壌改良(石礫除去・用水施設等)、果樹棚(ハウス)撤去・老木撤去・除根等)	任意	市町村	市町村が負担する率と同率以内(上限1/2)		
4 栽培技術確立支援事業	連作障害回避や輪作作物の導入、販路開拓、新技術導入・確立等の支援	生産組織、JA、農業者等	実証展示ほの設置・運営、新技術の実証等にかかる経費(種苗費、生産資材費、新技術導入等に係る経費、販路開拓に係る経費(旅費等))	/	/	1/2		

(※1) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和2年2月28日付元生産第1695号農林水産事務次官依命通知)別表の採択要件を満たす取組に適用する。

(※2) (国)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組等とする。

(※3) 居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める。